

資材単価調査業務仕様書

第1条 適用範囲

本業務仕様書は、発注者を甲とし、受注者を乙とし、「資材単価調査業務委託（4水道委共第13号）（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行に当たっては、契約書、本業務仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書(案）」（令和3年3月京都府）（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第3条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる資材単価を決定するための基礎資料とすることを目的とする。

第4条 業務の内容、成果品等

本業務の内容、成果品の提出時期等については、別途定める「資材単価調査特記仕様書」によるものとする。

第5条 業務計画書の提出

乙は、本業務の実施にあたり業務概要等について、共通仕様書に定める業務計画書を契約締結後15日以内に作成し、甲に提出しなければならない。

第6条 業務上の疑義

乙は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに甲と協議し、その指示を受けなければならない。

第7条 守秘義務

乙は、本業務の遂行上知り得た事項を、甲の許可なく公表又は他に引用してはならない。

第8条 調査員

1 乙は、本業務の遂行にあたる調査員を定め、甲に通知するものとする。また、乙は、調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、甲に通知しなければならない。

2 甲が調査員を不相当と認めた場合は、乙に対してその変更を求めることができる。

第9条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、乙は、甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第10条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和5年3月31日までとする。

資材単価調査特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、発注者を甲とし、受注者を乙とし、「資材単価調査業務委託（4水道委共第13号）（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2条 業務の内容

1 資材単価調査

(1) 調査区分

調査区分については、下表を適用する。

資材単価調査区分表

A	図面等が必要なく広く市中に流通している資材であり、「物価資料」掲載品目に準ずる標準品
B	図面等は必要ないが当該地区での実地調査が不可欠で、単純な聴取り調査では速やかに調査結果が得られない資材
C	図面等が不可欠な資材であり、類似品の市場情報を必要とし単純な聴取り調査では速やかに結果が得られない資材
D	図面等が不可欠な資材であり、特別な資材等

調査区分については、調査依頼毎に甲乙協議により決定する。

調査対象資材、納入地区は、調査依頼毎に指定する。

(2) 調査時期

調査依頼毎に甲より指示するものとする。

調査依頼は随時行うものとする。

(3) 調査内容

調査内容については、次のとおり予定するが、資材区分の変更及び数量の増減は設計変更の対象とする。

A資材 2項目

B資材 10項目

C資材 52項目

(4) 調査条件

調査依頼毎に別途指示する条件によるものとする。

(5) 調査結果の報告

調査結果については原則依頼日から1ヶ月後に報告することとし、調査依頼毎、資材毎、規格毎にとりまとめて報告するものとする。

(6) 採用単価の公表

採用単価については、工事の入札公告時に原則公表（会社名は非公表）とする。

(7) その他

調査資材の詳細については、甲と十分協議して実施するものとする。また、甲の指示により資料の提出を求められた場合には、可能な限り協力しなければならない。

第3条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、乙は、甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

第4条 成果品

本業務の成果品については、次のとおりとする。

調査報告書	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
(業務計画書、調査報告書等)		
同電子データ	・・・・・・・・・・・・・・・・	2部

第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、京都府営水道事務所とする。